

平成26年度 後期高齢者医療保険料が決定します

7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」および「後期高齢者医療保険料納入通知書」を送付します。

保険料の支払い・納期

- 原則「年金からの支払い」（特別徴収）となります。
ただし、年金の額が年間18万円以下の方もしくは介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超える場合は、「年金からの支払い」を中止し、「口座振替」へ変更した方は、「年金からの支払い」とはなりません。
- 「年金からの支払い」とならない方は、口座振替や納付書などで個別に納めてください。（普通徴収）
（7月から9月までは普通徴収、10月からは特別徴収となる方もあります。）
- 保険料の納期については、7月から翌年2月の毎月月末です。（ただし12月は25日）
納期限が土・日曜日の場合は、翌日または翌々日となります。

保険料の計算方法

保険料額は、被保険者の所得に応じて負担となる「所得割額」と、被保険者全員に等しく負担となる「均等割額」を合計して、個人単位で計算します。なお、1人あたりの上限額は57万円です。

$$\text{保険料額 (100円未満切捨て)} = \text{所得割額 (所得金額 - 330,000円) \times 所得割率9.00\%} + \text{均等割額 45,761円}$$

保険料率は2年ごとに見直しを行っており、平成26・27年度の保険料率は上記のように決定しました。

保険料(均等割額)の軽減

世帯状況において、同じ世帯に属する「世帯主」と「後期高齢者医療被保険者」の所得金額の合計により均等割額が軽減されます。ただし、65歳以上の方の年金所得については、さらに15万円が控除されます。

また、平成26年度から均等割額の5割軽減、2割軽減の対象が拡大しました。（変更箇所は___の部分です。）

所得金額の合計が33万円以下の世帯で
世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)

均等割額を9割軽減

所得金額の合計が33万円以下の世帯で、9割軽減に該当しない場合

均等割額を8.5割軽減

所得金額の合計が33万円を超え
33万円 + (24.5万円 × 世帯の被保険者数) 以下の世帯

均等割額を5割軽減

所得金額の合計が33万円を超え
33万円 + (45万円 × 世帯の被保険者数) 以下の世帯

均等割額を2割軽減

保険料(所得割額)の軽減

被保険者本人の所得金額の合計から33万円を引いた金額が
58万円以下の方

所得割額を5割軽減

〈社会保険などの健康保険の被扶養者であった方の軽減〉
後期高齢者医療制度に加入する直前は「会社などの健康保険の被扶養者」であった方

均等割額が9割軽減
所得割額は課せられません

問合せ先 市市民窓口グループ ☎ 52-1111 (内線 227・217)